

熊本市地域公民館借家料補助実施要綱

制定	平成	8年	4月	1日	教育長決裁
改正	平成	20年	4月	1日	市民生活局長決裁
	平成	22年	5月	25日	地域づくり推進課長決裁
	平成	22年	10月	1日	地域づくり推進課長決裁
	平成	23年	4月	1日	市民生活局長決裁
	平成	23年	7月	1日	地域づくり推進課長決裁
	平成	29年	4月	1日	地域活動推進課長決裁
	令和	2年	3月	30日	地域活動推進課長決裁
	令和	4年	3月	23日	文化市民局長決裁
	令和	4年	4月	1日	地域活動推進課長決裁
	令和	5年	3月	7日	地域活動推進課長決裁
	令和	7年	3月	28日	文化市民局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域公民館借家料補助（以下「補助金」という。）に関し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域公民館は、地域社会における生涯学習の振興と住民の活発な自主的活動の場として運営されるなど、市政・まちづくりの推進においても欠かせない存在である。地域社会において重要な役割を担う地域公民館の活動拠点を持っていない地域公民館団体の建物又は居室（以下「建物」という。）の借り上げ事業の一部を支援する補助金を交付し、地域コミュニティの形成を図るとともに活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(補助金交付の要件)

第3条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する場合に支給する。

- (1) 地域公民館活動の目的に沿って、専ら建物が利用されるものであること。
- (2) 地域公民館要綱（平成4年4月1日制定）第5条に規定する届出がなされている組織であること。
- (3) 借家料年間6万円以上の契約（以下「契約」という。）を締結していること。
- (4) 公民館活動に必要な設備が建物に備わっていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、組織の建物の借り上げに要する経費であって、第7条の規定による交付決定があった年度の4月1日から翌年3月31日までに生じたもの（以下「補助対象事業費」という。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象事業費に3分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）で、15万円を超えない額とし、予算の範囲内でこれを決定する。

(補助金交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする組織は、当該補助を受けようとする年度の4月1日までに契約を締結し、市長が指定する期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 契約書の写し
- (3) 予算書（様式第3号）
- (4) 建物の平面図及び配置図（前年と同様の場合は省略することができる。）
- (5) 建物の利用に関する規約（前年と同様の場合は省略することができる。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする組織が当該補助を受けようとする年度の10月1日までに契約を締結し、かつ、当該年度の10月末日までに前項に規定する申請書を提出した場合に限り、当該申請を受け付ける。この場合において、補助金の額は、前条の規定により算出した額の2分の1とする。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により組織から補助金の交付申請があったときは、内容を審査し補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（熊本市補助金等交付規則の様式第2号に所要の補正を加えたもの）により組織に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条により確定した額を補助事業終了後に交付するものとする。ただし、補助事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中で交付することが適切と認めるときは、事前に概算交付することができる。

2 前項に規定する概算交付の申請は、概算交付申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出することとし、当該補助金の交付申請と同時に、又は当該補助金の交付申請後その交付決定前においても行うことができることとする。この場合において、当該概算交付の申請は、前条の規定による補助金の交付決定があったときに効力を生じることとする。

3 市長は、第1項ただし書の規定により補助金の概算交付を決定したときは、補助金等概算交付通知書（熊本市補助金等交付規則の様式第7号）により組織に通知するものとする。

(補助金申請事項の変更)

第9条 第8条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた組織は、申請事項に変更が生じたときは、変更する事項を補助事業計画変更申請書（様式第6号）にて市長に届け出ることとする。

(実績報告及び補助金等の額の確定)

第10条 補助金交付決定通知を受けた組織は、補助事業が完了したときは、市長が指定する期日までに補助金等実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することとする。

(1) 家賃を支払ったことを証明する書類又はその写し

(2) 事業実績報告書（様式第8号）

(3) 決算書又は決算見込書（様式第9号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、第1項の規定により実績報告を受けた場合においては、その内容を審査のうえ補助金の確定を行う。

3 交付確定の通知は、補助金等交付確定通知書（熊本市補助金等交付規則の様式第5号）により組織に通知するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、組織が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付決定に付された条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により補助金を受けたとき。

(オンラインによる申請等の手続)

第12条 この補助金に関し申請者が行う次に掲げる手続は、オンライン（インターネットに接続された各人の端末を利用して手続を行う方法をいう。以下同じ。）で行うことができることとする。

(1) 補助金の交付申請及び概算交付申請

(2) 実績報告

(3) その他本市が認める手続

2 前項の規定によりオンラインで手続を行おうとする申請者は、電子申請システム（オンラインで補助金の交付に関する手続を行うために用いるシステムとして本市が指定するものをいう。以下同じ。）において、各手続における必要事項を入力するとともに、各手続に必要な添付書類をアップロードして送信しなければならないこととする。この場合において、申請者の本人確認は、あらかじめ申請者に対し発行したID・パスワードを電子申請システムで認証することにより行うこととする。

3 この補助金に関し本市が行う次に掲げる手続は、電子申請システムを使用してこれらに係る通知等を受け取る旨の申請者の意思表示があるときに限り、電子申請システムを用いてオンラインで行うことができる。この場合において、当該手続に係る通知等に記載する事項は、当該手続を書面で行う場合において記載する事項その他必要な事項とする。

(1) 補助金の交付決定及び概算交付決定

(2) 補助金の額の確定

(3) その他必要と認める手続

4 第2項後段の規定は、前項の規定によりオンラインで行われた本市の通知等を申請者が受領しようとする場合における本人確認について準用する。

(暴力団の排除)

第13条 市長は、熊本市暴力団排除条例（平成23年熊本市条例第94号。以下「暴排条例」という。）第9条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請団体の代表者（以下、「代表者という。」が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金の交付を受けた代表者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、代表者に対し当該代表者の住所、氏名（フリガナを付したもの）、生年月日及び性別等の個人情報の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

(検討)

市は、この要綱の施行後3年を経過した場合において、実施状況等を勘案し、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

補助金交付申請書

熊本市長 (宛) 年 月 日

公民館名 公民館

申請者 館長住所 熊本市

館長氏名

生年月日 年 月 日

熊本市地域公民館借家料補助実施要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

熊本市地域公民館借家料補助金

2 補助事業の目的及び内容

まちづくり推進・社会教育振興

地域公民館の借家料に対する補助

3 補助対象事業費

_____円

4 交付を受けようとする補助金の額と、その算出基礎

_____円

_____円 × 補助率 1/3 = _____円

ただし、最高額 150,000円

申請者は、本件申込みにあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため熊本県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申込者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は、補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

事業計画書

公民館名 ()

	事業計画	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

予 算 書

収入の部 (円)

内訳	金額	備考
熊本市地域公民館借家料補助金		
地元負担金		
合計		

支出の部 (円)

内訳	金額	備考
支払額		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

年 月 日

公民館名

公民館

申請者 館長住所 熊本市

館長氏名

様式第4号（第8条関係）

補助金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

公民館名

公民館

申請者 館長住所 熊本市

館長氏名

年度地域公民館借家料補助事業にかかる補助金について、下記のとおり概算交付いただきますようお願いいたします。

記

- 1 補助金概算交付申請額 円
- 2 補助金の概算交付申請理由

請求委任兼口座振込依頼書

年 月 日

熊本市長 (宛)

公民館名 公民館

申請者 館長住所 熊本市

館長氏名 印

熊本市が交付する 年度地域公民館借家料補助金の請求を熊本市 区総務企画課長に委任します。
また、上記補助金の支払いについては、事務の都合上、下記口座名義人の預金口座へ振込みを依頼します。

振込先口座名

金融機関名		銀行							支店
預金種目	普通	口座番号							
口座名義人 (フリガナ)									

※口座名義が申請者（公民館名 館長 氏名）と異なる場合には、下記の委任状を記入してください。

委 任 状

委任者 住 所 熊本市 区
名 称 公民館
氏 名 館長 印

上記補助金の受領に関する一切の件を下記の者に委任します。

受任者 住 所 熊本市 区
氏 名 (口座名義人)

補助事業計画変更申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

公民館名

公民館

申請者 館長住所 熊本市

館長氏名

補助事業の計画変更申請について

年 月 日付け 発第 号で補助金交付決定通知のあった熊本市

地域公民館借家料補助事業については、下記のとおり計画変更したのでご承認願います。

記

- 1 補助事業計画変更の内容
- 2 補助事業計画変更の理由
- 3 添付書類

補助金交付決定通知書

補助金等実績報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

公民館名

公民館

申請者 館長住所 熊本市

館長氏名

熊本市補助金等交付規則第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

熊本市地域公民館借家料補助金

2 補助事業の目的及び内容

まちづくり推進・社会教育振興

地域公民館の借家料に対する補助

3 補助対象事業費

_____円

4 補助金交付決定額

_____円

5 監査

会計及び資産管理状況を監査した結果、会計帳簿の記載は正確で、いずれもすべて適正に処理されたことを認めます。

年 月 日

監事 _____（自署）

事業実績報告書

公民館名 ()

	事業実績報告	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

決 算 書 ・ 決 算 見 込 書

収入の部

(円)

内 訳	金 額	備 考
熊本市地域公民館借家料補助金		
地元負担金		
合 計		

支出の部

(円)

内 訳	金 額	備 考
支払額		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合 計		

年 月 日

公民館名

公民館

申請者 館長住所 熊本市

館長氏名